

議案参考資料

[令和3年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

人材育成課 人事給与担当

議案名

議案第43号 市長及び副市長の給料の特例に関する条例案

趣旨・目的

年末からの度重なる職員の不祥事を市行政の責任者として重く受け止め、令和3年4月1日から令和3年5月31日までの間、特例として、市長については給料月額を100分の30、副市長については給料月額を100分の10減額するものです。

概要

- (1) 対象者 市長及び副市長
 - (2) 減額期間 令和3年4月1日から令和3年5月31日まで
 - (3) 減額内容
 - ・市長
給料月額から100分の30の割合を乗じて得た額に相当する額を減額
 - ・副市長
給料月額から100分の10の割合を乗じて得た額に相当する額を減額
- (施行期日：令和3年4月1日)

背景・経過

令和2年12月31日及び令和3年1月18日の職員の逮捕、令和3年2月2日の消防職員への警察による任意捜査と短期間での度重なる職員の不祥事を市行政の責任者として重く受け止め、市長及び副市長の給料を2か月間減額するものです。